大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成28年1月13日

京都市長 門 川 大 作

- 1 届出者の氏名及び住所
- (1) 京都市住宅供給公社

理事長 笠松 恒洋

京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10

(2) 株式会社髙島屋

代表取締役社長 木本 茂

大阪市中央区難波五丁目1番5号

(3)株式会社 ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

- 2 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

洛西ニュータウン・ショッピングセンター

京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の8 ほか

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗にお	株式会社髙島屋	株式会社髙島屋
いて小売業を行う者	開店時刻 10時	開店時刻 10時
の開店時刻及び閉店	閉店時刻 19時30分	ただし、12月30日及び31
時刻		日のみ9時30分
		閉店時刻 19時30分
		※その他の小売業者については
		変更なし。

(添付図面は省略)

(3) 変更年月日

平成27年12月30日

3 届出年月日

平成27年12月21日

4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

平成28年1月13日(水)から同年5月13日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1)提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成28年5月13日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)